

● 关于调整加工贸易商品内销征收缓税利息率有关问题

【发布单位】海关总署、财政部、商务部、中国人民银行、国家税务总局

【发布文号】海关总署公告【2006】第 52 号

【发布日期】2006-09-20

【实施日期】2006-10-10

【提 示】该规定对加工贸易保税货物内销征收缓税利息适用的利息率进行了调整：

- 加工贸易保税货物内销征收缓税利息（包括对逾期未核销手册项下的加工贸易保税货物内销征税）适用的利息率调整为参照中国人民银行公布的 6 个月至 1 年（含 1 年）的短期贷款年利率执行；
- 对因加工贸易政策调整导致到期合同不予延期、按内销处理的，根据填发海关税款缴款书的上一年度中国人民银行公布的活期存款利率征收缓税利息。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.customs.gov.cn/YWStaticPage/433/ba281eb6.htm>

● 加工貿易商品国内販売税徴収猶予利息率の調整の關係する問題について

【発布機関】税関総署、財政部、商務部、中国人民銀行、国家稅務總局

【発布番号】税関総署公告【2006】第 52 号

【発布日】2006-09-20

【施行日】2006-10-10

【コメント】同規定は、加工貿易保税貨物の国内販売税徴収猶予利息率について調整を行っている。

- 加工貿易保税貨物国内販売税徴収税猶予利息（期日を過ぎても照合消込をしていない手帳の中の加工貿易保税貨物国内販売徴収税を含む）が適用する利息率は中国人民銀行が公示する 6 ヶ月から 1 年まで（1 年を含む）の短期貸付年利率を参照して執行するよう調整する。
- 加工貿易政策の調整が原因で期日到来契約を延期せず、国内販売として処理した場合、填発税関稅款繳款書の前年度の中国人民銀行が公示した普通預金利率に基づき税猶予利息を徴収する。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.customs.gov.cn/YWStaticPage/433/ba281eb6.htm>

● 加工貿易保税貨物利息征收和退还

【发布单位】海关总署

【发布文号】海关总署公告【2006】第 53 号

【发布日期】2006-09-20

【实施日期】2006-10-10

【提 示】根据该规定：

- 加工貿易保税貨物在規定的有效期限內（包括經批准延長的期限）全部出口的，由海關通知中國銀行將保證金及其活期存款利息全部退還。
- 加工貿易保税料件或制成品内销的，海关除依法征收稅款外，还应加征缓稅利息。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.customs.gov.cn/YWStaticPage/433/f0b5f534.htm>

● 加工貿易保税貨物利息の徴収及び還付

【発布機関】税関総署

【発布番号】税関総署公告【2006】第 53 号

【発布日】2006-09-20

【施行日】2006-10-10

【コメント】同規定によると次の通りである。

- 加工貿易保税貨物を定められた有効期間内に（批准を受けて延長する期間を含む）全部輸出する場合、税関が中國銀行に保証金及びその普通預金利息の全部の還付を通知する。
- 加工貿易保税材料又は製品を国内販売する場合、税関は法に従って税金を徴収するほか、税猶予利息を追加徴収しなければならない。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.customs.gov.cn/YWStaticPage/433/f0b5f534.htm>

● 易制毒化学品进出口管理规定

【发布单位】商务部
【发布文号】商务部令【2006】第7号
【发布日期】2006-09-21
【实施日期】2006-10-21
【提 示】该规定对包括外商投资企业在内的经营者进出口易制毒化学品的进出口许可申请和审查程序等进行了具体规定。
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200609/20060903261114.html>

● 容易に麻薬及び向精神薬に転換され得る化学品の輸出管理規定

【発布機関】商務部
【発布番号】商務部令【2006】第7号
【発布日】2006-09-21
【施行日】2006-10-21
【コメント】同規定は、外商投資企業を含めた経営者による容易に麻薬及び向精神薬に転換され得る化学品の輸出入許可申請及び審査手順等について具体的な定めを設けている。
【法令全文】下記 URL をクリックしてください。
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200609/20060903261114.html>

● 国家外汇管理局关于进一步改进贸易外汇收支与结汇管理有关问题的通知

【发布单位】国家外汇管理局
【发布文号】汇发【2006】49号
【发布日期】2006-09-29
【实施日期】2006-11-01
【提 示】根据该通知，国家外汇管理局各分局、外汇管理部将对收汇单位贸易外汇实行分类管理。
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_detail.jsp?ID=803020000000000000,24&id=4

● 貿易取引上の外国為替の受取及び人民元転換の管理をさらに改善することについての国家外国為替管理局による通知

【発布機関】国家外国為替管理局
【発布番号】匯發【2006】49号
【発布日】2006-09-29
【施行日】2006-11-01
【コメント】同通知によると、国家外国為替管理局各分局、外国為替管理部は、外貨を受け取る法人の貿易取引上の外国為替について仕分管理を実施することになる。
【法令全文】下記 URL をクリックしてください。
http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_detail.jsp?ID=803020000000000000,24&id=4

● 关于调整部分商品出口退税率有关问题的补充通知

【发布单位】财政部、海关总署、国家税务总局
【发布文号】财税【2006】145号
【发布日期】2006-09-29
【实施日期】2006-09-15
【提 示】该通知对《关于调整部分商品出口退税率和增补加工贸易禁止类产品目录的通知》(财税【2006】139号)中有关商品出口退税率等问题进行了补充。
【相关法令全文】请点击以下网址查看：
《关于调整部分商品出口退税率有关问题的补充通知》
http://www.mof.gov.cn/news/20060930_1556_16881.htm
《关于调整部分商品出口退税率和增补加工贸易禁止类产品目录的通知》
http://www.mof.gov.cn/news/20060915_1556_16612.htm

● 一部の商品の輸出時の税金還付率を調整することについての補充通知

【発布機関】財政部、税関総署、国家税務総局
【発布番号】財稅【2006】145号
【発布日】2006-09-29
【施行日】2006-09-15
【コメント】同通知は、「一部の商品の輸出時の税金還付率の調整及び加工貿易禁止類製品目録の追加についての通知」(財稅【2006】139号)の中の商品輸出時の税金還付率について補充をしている。
【関係法令全文】下記 URL をクリックしてください。
「一部の商品の輸出時の税金還付率を調整することについての補充通知」
http://www.mof.gov.cn/news/20060930_1556_16881.htm
「一部の商品の輸出時の税金還付率の調整及び加工貿易禁止類製品目録の追加についての通知」
http://www.mof.gov.cn/news/20060915_1556_16612.htm

● 《关于外商投资的公司审批登记管理法律适用若干问题的执行意见》重点条款解读

【发布单位】国家工商行政管理总局外资局
【发布日期】2006-09-22
【法令全文】

国家工商行政管理总局外资局
《关于外商投资的公司审批登记管理法律适用若干问题的执行意见》重点条款解读

为了准确适用《公司法》、《公司登记管理条例》和有关外商投资的法律，保持我国利用外资法律政策的连续性，进一步提高外商直接投资准入管理工作的质量和水平，国家工商行政管理总局、商务部、海关总署、国家外汇管理局于2006年4月24日联合印发了《关于外商投资的公司审批登记管理法律适用若干问题的执行意见》（工商外企字[2006]81号，以下简称《执行意见》）。《执行意见》适应新形势的要求，在明确外商投资的公司审批登记管理法律适用原则的基础上，对外商投资的公司的组织机构、设立形式、登记申请期限、审批和登记时需要提交的文件、出资方式、出资监管、境内投资、办事机构的地位、涉及出资的海关和外汇管理等问题提出了明确而具体的意见。《执行意见》是国家有关部门在贯彻实施新修订的《公司法》、《公司登记管理条例》和有关外商投资法律方面的有力举措，是国家有关执法部门转变职能、依法行政、协调配合、优化服务的具体体现，也是外资登记管理系统努力进取、开拓创新的积极成果。

最近一个时期以来，全国各地把《执行意见》的学习贯彻与《公司法》、《公司登记管理条例》的学习贯彻结合起来，与外资法律、法规的学习贯彻结合起来，认真履行职责，努力把外资登记管理工作规范到新的法律要求上来。与此同时，各地在学习贯彻过程中，也提出了一些问题，需要统一理解和认识。在此，我们结合对《公司法》和有关外商投资企业的法律的学习和理解，对各地提出问题比较多的《执行意见》条款进行以下解读，供各地在进一步学习贯彻《执行意见》过程中参考。

一、关于一人公司的规范问题。外商独资的公司适用《公司法》一人公司有关规定问题，对外商独资的公司影响较大。尤其在当前以外商独资公司的形式申请设立登记的比例越来越大的趋势下，地方工商局、外商独资企业对此问题尤为关注。一人公司形式的确定和相关限制性规定的配套措施，体现了我国《公司法》顺应时代发展趋势，鼓励投资和维护交易安全的双重立法目的。外商独资的公司适用《公司法》一人公司的有关规定，是法律适用原则的具体体现，也是对外资

● 「外商投資の会社審査批准登記管理の法律適用にあたっての若干問題についての執行意見」重点条項の解釈

【発布機関】国家工商行政管理総局外資局
【発布日】2006-09-22
【法令全文】

国家工商行政管理総局外資局による
「外商投資の会社審査批准登記管理の法律適用にあたっての若干問題についての執行意見」
重点条項の解釈

「会社法」、「会社登記管理条例」及び外商投資に関する法律を正確に適用し、我が国が利用する外資法律と政策の連続性を維持し、外商直接投資の進出許可管理作業の質とレベルを向上させるために、国家工商行政管理総局、商務部、税関総署、国家外国為替管理局は、2006年4月24日に「外商投資の会社審査批准登記管理の法律適用にあたっての若干問題についての執行意見」（工商外企字[2006]81号、以下「執行意見」という）を共同で印刷配布した。「執行意見」は新たな情勢の要求に適応し、外商投資の会社の審査批准登記管理の法律適用の原則を明確化するという前提において、外商投資の会社の組織機構、設立形式、登記申請期限、審査批准と登記の際に提出しなければならない書類、出资方式、出資監督管理、域内投資、事務機構の地位、出資に関連してくる税関と外国為替管理等の問題について明確で具体的な意見を出した。「執行意見」は、国の関係部門が新たに改正された「会社法」、「会社登記管理条例」及び外商投資法律の実施を貫徹する上での有力な施策であり、国の関係する法令執行部門の職能の切替、法に従った行政運営、調整協力、最適化したサービスの具体的な表れであり、外資登記管理システム上の進取の努力、革新的開拓の積極的な成果でもある。

このところ、全国各地で「執行意見」の学習の貫徹と「会社法」、「会社登記管理条例」の学習の貫徹とを結び付け、外資法律、法規の学習の貫徹と併せ、職責を真剣に履行し、外資登記管理作業を新たな法律上の要求として基準化する努力がされてきた。これと同時に、各地で学習が貫徹される過程で、幾らかの質問も出されており、これらを統一して理解し認識する必要がある。ここで、我々は「会社法」及び外商投資企業に關係する法律の学習と理解とを結び付け、各地で質問が多く出された「執行意見」の条項について次の通り解説するので、各地で「執行意見」をさらに学習し貫徹する過程で参考にして欲しい。

一、一人会社の基準について。外商独资の会社が「会社法」の一人会社の関係規定を適用することは、外商独资の会社にとつての影響は比較的大きい。とりわけ、現在の外商独资会社の形式で設立登記を申請する割合がますます増えているという情勢において、地方の工商局、外商独资企業は本件について特別に関心を注いでいる。一人会社の形式の確定と係る制限的規定の関連措置は、我が国の「会社法」が時代の発展の情勢に順応し、投資を奨励し、取引上の安全を守るという二重の立法目的を表している。外商

企业法的必要补充。据此,《执行意见》明确:以外商独资的形式依法设立一人有限公司的,其注册资本最低限额应当符合《公司法》关于一人有限公司的规定;外国自然人设立一人有限公司的,还应当符合《公司法》关于一人有限公司对外投资限制的规定。这一条款包含了以下几层涵义:一是最低注册资本不低于10万元人民币;二是外国自然人在中国设立一人公司的数量不受限制;三是外国自然人设立的一人公司对外投资时不得再采取一人公司的形式;四是一人有限公司的出资期限和其他有限责任公司一样实行分期缴付。根据法不溯及既往的原则,2006年1月1日以前已经依法设立的外商独资的公司维持不变,但其变更注册资本和对外投资时,应当符合上述规定。

二、关于外商投资的公司的组织机构问题。《执行意见》根据《公司法》和有关外商投资的法律,对不同类型的外商投资的公司的组织机构做了更为明确的区分:中外合资、中外合作的有限责任公司需按照有关规定设立董事会作为权力机构,公司的其他组织机构由公司章程依法规定;外商合资、外商独资的有限责任公司和外商投资的股份有限公司的组织机构应当符合《公司法》的规定,建立健全公司的组织机构。各地对这一条款是否要求外商投资的公司设立监事会理解不一致,需要重点加以说明。根据《公司法》的规定,有限责任公司和股份有限公司应当设立监事会,只有股东人数较少或者规模较小的有限责任公司可以设一至两名监事,不设监事会。由此可以看出,监事制度是《公司法》强制要求设立的,而有关外商投资的法律对此并没有另外规定,因此,根据法律适用原则,所有类型的外商投资的公司应当设立监事制度,而对于监事制度的组织形式(监事会还是监事)、产生方式(选举还是委派)、任期、职权等具体事宜可以由公司章程根据各自公司的情况进行规定。另外需要强调的是:根据法不溯及既往的原则,对于2006年1月1日以前已经设立的外商投资的公司是否对章程进行修改,公司登记机关不宜做强制要求,可由公司自行决定,如果修改则报审批机关批准和登记机关备案。

这一条款在实际执行过程中还需要明确公司登记机关对公司章程的审查职责以及与审批机关的协调问题。关于公司登记机关的审查职责,《公司法》、《公司登记管理条例》都有明确的规定:

独资的公司在「公司法」的一人公司的關係規定を適用することは、法律適用原則の具体的な表れであり、外資企業法に対する必要な補充でもある。そのため、「執行意見」では次の通り明確化されている。外商独资の形式で法に従って一人有限会社を設立する場合、その登録資本金の最低限度額は「公司法」の一人有限会社の規定に適合していなければならない。外国自然人が一人有限会社を設立する場合、「公司法」の一人有限会社の対外投資制限についての規定にも適合していなければならない。この条項には次の何段階かの意味が含まれている。まず、最低登録資本金は10万人民币を下回らない。次に、外国自然人が中国に一人会社を設立する数は制限されない。そして、外国自然人が設立した一人会社が対外的に投資する際には一人会社の形式を再度採用してはならない。また、一人有限会社の出資期限はその他の有限責任会社と同様に分割して払込む。法律は過去を遡及しないという原則より、2006年1月1日以前にすでに法に従って設立された外商独资の会社はそのまま変わらないとするが、登録資本金の変更及び対外投資の際には、上述した規定に適合しなければならない。

二、外商投資の会社の組織機構について。「執行意見」は、「公司法」と外商投資に關係する法律に基づき、異なる形態の外商投資の会社の組織機構についてさらに明確な区分けをしている。中外合併、中外合作の有限責任会社は關係規定に基づき董事会を意思決定機関として設立し、会社のその他の組織機構は会社定款を通じて法に従って規定しなければならない。外商合併、外商独资の有限責任会社と外商投資の株式有限会社の組織機構は「公司法」の規定に適合し、健全な会社の組織機構を設置しなければならない。この条項が外商投資の会社は監事会を設置することを求めているのかどうかについて、地域ごとの理解は一致していないため、重点を置いて説明する必要がある。「公司法」の規定によると、有限責任会社と株式有限会社は監事会を設置しなければならず、出資者人数が比較的少ない又は規模の小さな有限責任会社だけは1名から2名の監事を設け、監事会を設置しなくてもよい。このことから、監事制度は「公司法」によって設立を強制して求められているのであり、しかも外商投資に關係する法律では本件について別段の規定はないため、法律適用の原則に基づき、すべての形態の外商投資の会社は監事制度を設立しなければならず、監事制度の組織形式(監事会なのか、それとも監事なのか)、発生方式(選挙なのか、それとも任命なのか)、任期、職権等の具体的事項については、会社定款を通じて各自の会社の状況に基づき定めることができるということがわかる。そのほかに強く指摘しておかなければならないことだが、法は過去を遡及しないという原則に基づき、2006年1月1日以前にすでに設立された外商投資の会社が定款を改訂するかどうかについて、会社登記機関が強制的な要求をするのは相応しくなく、会社が自ら決められるとし、改訂した場合には審査批准機関と登記機関に届出をする。

この条項は、実際の執行過程で会社登記機関の会社定款に対する審査職責及び審査批准機関との協調についてもさらに明確化する必要がある。会社登記機関の審査職責について、「公司法」、「会社登記管

设立公司，应当向公司登记机关申请；对不符合《公司法》规定的设立条件的，不得登记为公司；依法制定公司章程并在公司章程中按照法律的要求规定公司的机构，是设立公司应当具备的条件；公司章程有违反法律、行政法规规定的内容的，公司登记机关有权要求公司做相应修改。由此可见，公司登记机关有权依法审查公司章程，而对公司组织机构的审查是公司登记机关对公司章程审查的组成部分。关于在实际工作中与审批机关的协调问题，我们认为：公司章程经审批机关批准后生效的规定，并不影响公司登记机关依法对已经审批的章程条款进行审查。公司登记机关在审查过程中发现公司章程有违反法律、行政法规内容的，公司的登记事项违法，不符合公司设立条件的，有权要求公司修改，否则不予受理；公司根据公司登记机关要求所做的修改不涉及审批机关批准证书载明事项的，可以不必申请重新审批，涉及审批机关批准证书载明事项的，还应当申请重新审批。

三、关于外国投资者的主体资格或身份证明的公证认证文件问题。《执行意见》对此仅做了原则规定，具体的公证认证渠道则通过修订后的《外商投资企业登记书式及规范要求》进行细化。根据各地在实际执行过程中反映，并经咨询外交部领事司，外国投资者的主体资格或身份证明根据不同情况可以通过不同渠道办理公证认证手续。申请人可以根据申请事项按照相应的规范要求提交证明文件。

(一) 作为企业或其他经济组织的外国投资者的主体资格证明应经其本国主管机关公证后送我国驻该国使(领)馆认证。如其本国与我国没有外交关系，则应当经与我国有外交关系的第三国驻该国使(领)馆认证，再由我国驻该第三国使(领)馆认证。某些国家的海外属地出具的文书，应先在该属地办妥公证，再经该国外交机构认证，最后由我国驻该国使(领)馆认证。

(二) 作为自然人的外国投资者的身份证明，是指投资者所持有的该国有权部门签发的具有自然人身份证明效力的文件。由于各国制度不同，《执行意见》对“身份证明”内容并无统一要件要求，但一般情况下，应具备姓名、性别、年龄、国籍、证件号码等足以确认自然人身份的基本内容。在实践中，护照作为国际通行的公民出入境和在国外证明国籍和身份的证件证明，在持有人办妥签证和入境手续后，其提交的复印件经与

理条例》中是无论如何也没有明确的规定。会社を設立する場合、会社登記機関に申請しなければならず、「会社法」に定める設立条件に適合しない場合、会社として登記してはならない。法に従って会社定款を制定し、会社定款の中で法律の要求に従い会社の機構を定めることは、会社設立にあたっての必須の条件である。会社定款に法律、行政法規の規定に違反する内容がある場合、会社登記機関は会社に相応の修正を求めようとする権限を有する。このことから、会社登記機関は法に従って会社定款を審査する権限を有し、会社組織機構に対する審査は会社登記機関の会社定款に対する審査の構成要素であることがわかる。実際の作業と審査批准機関との協調問題について言えば、会社定款において審査批准機関の批准を受けた後で発効した規定について、会社登記機関が法に従ってすでに審査批准された定款の条項について審査を行なうことに影響をもたらさないものと我々は考える。会社登記機関は、審査の過程で会社定款に法律、行政法規に違反する内容があったり、会社の登記事項が違法であったり、会社の設立条件に適合しないことを発見した場合、会社に修正を求めるとし、さもなければ受理しないとする権限を有する。会社が会社登記機関の要求に従って行なった修正が審査批准機関の批准証書に記載した事項に関連しない場合、審査批准を改めて申請する必要はないが、審査批准機関の批准証書に記載した事項に関連する場合、審査批准を改めて申請しなければならない。

三、外国投資家の主体適格又は身分証明の公証認証について。「執行意見」は本件について原則的な規定をしているだけであり、具体的な公証認証ルートは改正後の「外商投资企业登記書式及び规范要求」を通じて詳細に定めている。地域ごとに実際に執行する過程で出された報告に基づき、なお且つ、外交部領事司への確認を経て、外国投資家の主体資格又は身分証明は状況ごとに異なるルートを通じて公証認証手続を行なうことができる。申請者は申請事項に基づき相応の規範要求に従って証明書類を提出することができる。

(一) 企業又はその他の経済組織としての外国投資家の主体資格証明は、その本国の主管機関の公証を受けた後で同国に駐在する我が国の大使館(領事館)で認証を受ける。その本国と我が国とが外交関係がない場合、同国に駐在する我が国と外交関係のある第三国の大使館(領事館)の認証を受けてから、同第三国に駐在する我が国の大使館(領事館)の認証を受けなければならない。一部の国の海外属領地が発行した文書は、まず同属領地にて公証の手続を行なった後で、同国の外交機構の認証を受け、最後に同国に駐在する我が国の大使館(領事館)で認証を受けなければならない。

(二) 自然人としての外国投資家の身分証明とは、投資家が所持する同国の権威部門が発給する自然人身分証明効力のある文書をいう。国ごとの制度は異なることから、「執行意見」の「身分証明」の内容には統一した要件的要求があるわけではないが、一般的な状況においては、氏名、性別、年齢、国籍、証明書番号等を具備していれば自然人の身分の基本的な内容を確認するには充分である。実践の中では、旅券は、公民が出入国する際及び国外で国籍と身分を証明す

原件核对无误，可以作为外国投资者的“身份证明”使用，无须公证、认证。对没有办妥签证和入境手续的外国投资者，其护照不能作为有效“身份证明”，仍应以经公证认证的该国有权部门签发的文件作为其身份证明。

(三) 香港、澳门地区投资者的主体资格证明或身份证明应当按照司法部有关中国委托公证人管理的相关专项规定提供当地公证机构的公证文件，并经司法部派驻当地的机构签章转递后方可使用。

(四) 台湾地区投资者的主体资格证明或身份证明比较复杂，需要根据国家有关规定和当地实际审验相应的证明文件。

四、关于公司类型问题。《执行意见》根据《公司法》和有关外商投资的法律，对外商投资的公司类型做了进一步划分，通过对“有限责任公司”和“股份有限公司”加注的方式列举了 23 种类型。近日，国家工商总局又印发了《市场准入与退出数据规范 市场主体分册》等十项标准（工商办字[2006]130 号）。其中附件 1《关于发布〈市场准入与退出数据规范 市场主体分册〉等十项工商行政管理信息化标准的说明》对《外资登记管理检测分析用数据规范》（以下简称“外资标准”）与新的数据标准之间关系作出了说明，要求在贯彻执行外资标准时，对于与新的数据标准不一致处，以新的标准为准。如在外资标准中“企业类型”规定的比较简单，而新的标准按《执行意见》进行了细化，在新旧两个标准中，按新发布的数据标准执行。各被授权局要按照新的标准及时对外商投资的公司类型划分进行调整，并按新的要求上报数据。

五、关于外商投资的公司境内投资资格审查问题。《执行意见》根据《行政许可法》和《公司法》明确：公司登记机关不再审查相应的投资资格证明。也就是说，《关于外商投资企业境内投资的暂行规定》第五条（注册资本已缴清、开始盈利、无违法记录）和第六条（不得超过自身净资产的 50%）的限制性规定不再执行。

六、关于变更登记时需要审批机关先行审批的事项问题。《执行意见》根据《公司法》、《公司登记管理条例》和外资三法规定，明确列举了 8 项需要先行审批的事项。除此之外，公司名称、投资者名称、法定代表人、实收资本、不跨审批机关管辖的地址变更等事项可以先办理变更登记，并在变更登记后 30 日内办理公司章程修改的

場合に国際的に通用する証明書類として、所持者がビザと入国手続を行なった後で、その所持者が提出するコピーとオリジナルに間違いがないことを確認した後で、外国投資家の「身分証明」として使用することができ、公証、認証は必要ない。ビザと入国手続を行っていない外国投資家については、その旅券は有効な「身分証明」とすることはできず、やはり公証認証を受けた同国の権威部門が発給する文書を身分証明書としなければならない。

(三) 香港、マカオ地区の投資家の主体資格証明又は身分証明は司法部の中国が公証人の管理を依頼することについての関係する専門規定に従って、現地の公証機関の公証文書を提供し、かつ、同地に駐在する司法部の機関の署名押印、転送を経た後で使用が可能となる。

(四) 台湾地区の投資家の主体資格証明又は身分証明はかなり複雑であるため、国の関係規定及び現地で検査確認された相応の証明文書に基づかなければならない。

四、会社の形態について。「執行意見」は「会社法」及び外商投資に関する法律に基づき、外商投資の会社形態についてさらなる区分をし、「有限責任会社」及び「株式会社」に注意書きする方法で 23 通りの形態を列举している。先頃、国家工商総局は「市場進出許可及び撤退数値基準 市场主体分冊」等の 10 の基準（工商弁字[2006]130 号）を新たに印刷配布した。その中の附属資料 1 である「『市場進出許可及び撤退数値基準 市场主体分冊』等の 10 の工商行政情報化基準を發布することについての説明」では、「外資当市管理検査測定分析用数値基準」（以下「外資基準」という）と新たな数値基準との関係について説明されており、外資基準を貫徹して執行する場合、新たな数値基準と一致しない部分については、新たな数値基準を基準とするよう求めている。外資基準の中の「企業形態」の定めが比較的簡単であって、新たな基準が「執行意見」に基づき具体化されている場合、新旧 2 つの基準においては、新たに発布された数値基準に基づき執行する。権利を付与された各局は新たな基準に基づき遅滞なく外商投資の会社形態の区分を調整し、新たな要求に従って数値を申告しなければならない。

五、外商投資の会社の域内投資資格の審査について。「執行意見」は、「行政许可法」及び「会社法」に基づき、会社登記機関は相応の投資資格証明を今後は審査しないと明確化している。つまり、「外商投資企業域内投資についての暫定規定」第五条（登録資本金がすでに全額払い込まれ、利益を計上し、違法記録がないこと）及び第六条（自らの正味資産の 50% を超えてはならない）の制限的規定は今後は執行されない。

六、登記変更の際に審査批准機関が事前に審査批准を行なう必要のある事項について。「執行意見」は、「会社法」、「会社登記管理条例」及び外資三法の規定に従い、事前に審査批准を行なう必要のある 8 つの事項を明確に列举している。このほか、会社名称、投資家名称、法定代表者、払込資本金、審査批准機関の管轄を超えない住所変更の事項は、まず登記

审批或备案手续。这里需要说明的是：本《执行意见》只具有行政规章效力等级，如果其他法律、行政法规明确规定的，还应当依照其规定，如外资金金融机构的高级管理人员（包括法定代表人）的变更需要根据相应的行政法规规定取得金融监管部门的资格审查和审批，方可办理变更登记手续。

七、关于变更登记的申请期限问题。《执行意见》在重申《公司登记管理条例》期限的基础上，对经过审批的变更登记申请期限补充规定了30日内申请办理变更登记的要求。在实践中，特别是在增加注册资本须交付新增注册资本20%以上的出资时，需要办理外汇或海关手续以及相应的评估、验资、验证手续，这些时间耽搁有一定的合理性，应当在申请变更登记时作出合理性说明，以便公司登记机关在计算期限时予以扣除。

八、关于办事机构的登记和监管问题。关于办事机构的登记问题，《执行意见》已经明确：原已登记的办事机构，不再办理延期手续；期限届满以后，应当办理注销登记或根据需要申请设立分公司。需要说明的是，法律并未禁止公司办事机构的存在，外商投资企业可根据业务需要在公司住所地以外直接设立从事业务联络的办事机构，无须办理工商登记。

关于办事机构从事经营活动的认定和处罚问题，目前法律、法规尚没有明确具体的规定，需要各地在执法实践中进一步积累经验。在此过程中，需要强调的是：办事机构不再纳入工商登记后，外资登记管理机关应当继续对其监管，禁止其直接从事经营活动。各被授权局以及从事属地监管的基层工商行政管理机关在监管执法过程中，对于生产型公司的办事机构从事产品的筛选、加工、制造、销售以及与上述业务有关的采购、推销、仓储、配送、安装、调试、维修等活动，非生产型公司的办事机构直接承揽服务项目、提供相关服务的，可以认定其在住所地以外从事经营活动，应当疏导其依法办理分公司的登记；不办理分公司登记擅自从事上述活动的，可以认定为无证经营行为，按照《无证经营查处取缔办法》的相关规定对这类办事机构予以取缔。

の變更手続を行ない、かつ、登記を変更してから30日以内に会社定款改訂の審査批准又は届出手続きを行なうとしてよい。ここで説明が必要なことは、本「執行意見」は行政規則の次元での効力しかなく、その他の法律、行政法規で明確な規定がある場合は、その規定に従わなければならないのであって、たとえば外資金融機構の高級管理職者（法定代表者を含む）の変更には、相応の行政法規の規定に従って記入監督管理部門の資格審査と審査批准を取得してからでないと登記変更手続を行なうことはできない。

七、登記変更の申請期限について。「執行意見」は、「会社登記管理条例」の期限を改めて明言した上で、審査批准を受けた登記変更の申請期限について30日以内に登記変更の手続を申請するという要求を補充して定めている。実践においては、とりわけ登録資本金を追加する場合に新たに追加する登録資本金の20%以上の出資を払い込む場合、外国為替又は税関手続及び相応の評価、出資監査、検証手続を行なう必要があり、これらによって時間が延びてしまうのはある程度合理的であると言え、登記変更の申請をする際に合理的な説明をすることで、会社登記機関が期限を計算する際にその部分を差し引くことができるようにしなければならない。

八、事務機構の登記と監督管理について。事務機構の登記について、「執行意見」ではすでに明確にされている。もともとすでに登記された事務機構は、今後延期の手続は行わず、期間が満了した後は、登記の取消手続を行なうか又は必要に応じて分公司の設立を申請しなければならない。説明が必要なこととして、法律では会社の事務機構の存在は禁止しているわけではなく、外商投資企業は業務上の必要に応じて会社の所在地以外に業務連絡を取り扱う事務機構を直接に設立することができ、その場合、工商登記手続は不要である。

事務機構が経営活動を従事することの認定と処罰について、現在の法律、法規では明確かつ具体的な規定はまだなく、地域ごとに法令を執行していく実践の中で経験をより蓄積していく必要がある。この過程で、強調しなければならないこととして、事務機構は工商登記に組み入れられることはなくなったが、外資登記管理機関は引き続きそれらの事務機構について監督管理し、事務機構が直接に経営活動に従事することを禁止しなければならない。権利を付与された各局及び属地の監督管理を取り扱う末端の工商行政管理機関は監督管理の法令執行の過程で、生産型会社の事務機構が製品の選別、加工、製造、販売及び上述した業務に関係する仕入、販促、倉庫、配送、取付、調整、補修等の活動を行ったり、非生産型企業の事務機構が直接にサービスプロジェクトを請負ったり、関係サービスの提供をした場合には、所在地以外で経営活動に従事したと見なすことができ、法に従って分公司の登記手続を行なうよう導かなければならず、分公司登記手続を行わずに無断で上述した活動に従事する場合は、無免許経営行為と認定し、「無免許経営取締弁法」の関係規定に基づき、これらの事務機構を取り締まることができる。

【备注】

查看《关于外商投资的公司审批登记管理法律适用若干问题的执行意见》官方原文，请点击以下网址：

<http://wzj.saic.gov.cn/pub/ShowContent.asp?CH=ZCFG&ID=180&myRandom=.161836730916492>

查看《<关于外商投资的公司审批登记管理法律适用若干问题的执行意见>重点条款解读》官方原文，请点击以下网址：

<http://wzj.saic.gov.cn/pub/ShowContent.asp?CH=GZDT&ID=1055&myRandom=.566482192851792>

【備考】

「外商投資の会社審査批准登記管理の法律適用にあつての若干問題についての執行意見」の政府筋の原文をご覧になる場合は、下記 URL をクリックしてください。

<http://wzj.saic.gov.cn/pub/ShowContent.asp?CH=ZCFG&ID=180&myRandom=.161836730916492>

「『外商投資の会社審査批准登記管理の法律適用にあつての若干問題についての執行意見』重点条項の解釈」の政府筋の原文をご覧になる場合は、下記 URL をクリックしてください。

<http://wzj.saic.gov.cn/pub/ShowContent.asp?CH=GZDT&ID=1055&myRandom=.566482192851792>

更正啓示

第27期《里兆法律资讯》关于“外商投资企业分支机构和外国企业常驻代表机构设立流程简要指引”一文中，应删除流程简表中的“工商名称预先核准”。特此更正。

查看更正后的第27期《里兆法律资讯》，请登录我们的网站www.leezhao.com；如果需要更正后的第27期《里兆法律资讯》全文，请与我们联系。

以上，给您带来了不便，敬请谅解。

里兆律师事务所
即日

訂正のお知らせ

第27期「里兆法律情報」の中で「外商投資企業の分支機構と外国企業の駐在事務所の設法の簡潔な照会」という文章の中で、略図中の「工商名称仮登記」は削除する必要がありますため、ここに訂正させていただきます。

訂正後の第27期「里兆法律情報」につきましては、私共のウェブサイトwww.leezhao.comよりご覧いただけます。訂正後の第27期「里兆法律情報」の全文が必要な場合には、当事務所までご連絡いただけますようお願いいたします。

以上、皆様には多大なご迷惑をお掛けいたしましたこと、この場をお借りしてお詫び申し上げます。

里兆法律事務所
即日

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、相关新信息

- **商务部：修改外商投资法规旨在宽进严管**

根据商务部消息，中国将陆续修订有关外商投资企业境内投资、外商投资企业合并和分立、外商投资企业股权变更以及外商投资股份有限公司等相关规定。宽进严管将是中国外商投资法规修订的总体思路。

2006年04月以来，有关部门先后出台了《关于外商投资的公司审批登记管理法律适用若干问

二、関係する新たな情報

- **商务部：外商投資法規の改正の目的は進出を緩和し管理を厳しくすることにある**

商務部の情報によれば、中国は外商投資企業の域内投資、外商投資企業の合併及び分立、外商投資企業の持分変更及び外商投資株式会社等の関係規定を次々と改正することである。進出を緩和し管理を厳しくすることが中国外商投資法改正にあつての全体的な考え方である。

2006年4月以来より、関係部門は相繼いで「外商

题的执行意见》，修订出台了《关于外国投资者并购境内企业的规定》等。这一轮修订工作旨在完善现有法规，使之能够与《公司法》和《证券法》等法律更好地衔接。但是有关官员并没有透露具体时间表。

(摘自 2006 年 09 月 28 日中国外商投资网)

- 中国的区域发展战略给外商投资者带来的商机

根据“十一五”规划纲要，未来中国东部地区将重点解决膨胀问题，产业结构和布局的优化、传统产业外迁和创新项目的发展将受到鼓励，经济特区、浦东新区、滨海新区是跨国投资的重点地区；西部地区需要重点解决落后问题，基础结构项目、特色资源加工基地、特色产业发展与农村工业化项目将受到鼓励；东北地区重点解决老化（萧条问题），传统老工业改造、地区接续产业发展、基础设施和大型粮食基地的建设会受到鼓励；中部地区需要解决的问题则具有综合特征，即上述各类型区域问题在中部都有不同程度的表现，工业化与城镇化将受到特别鼓励，农业现代化、跨区域物流、城镇发展与改造、传统工业现代化及现代装备制造制造业和高新技术产业等领域都蕴含了无限商机。

今后相当长的一段时间内，中西部的发 展会受到中央政府的重点支持。但随着当前宏观经济形势的变化，第三轮地区经济冲突已经显现。投资者对加剧的地区利益矛盾与冲突应谨慎，回避钢铁、汽车、电解铝、铁合金、集成电路、网络、平板玻璃等近期重复建设问题突出的行业。

(摘自 2006 年 09 月 24 日中国新华网)

- 《关于外商投资的公司审批登记管理法律适用若干问题的执行意见》重点条款解读

国家工商行政管理总局、商务部、海关总署、国家外汇管理局于 2006 年 04 月 24 日联合发布了《关于外商投资的公司审批登记管理法律适用若干问题的执行意见》(工商外企字[2006]81 号，以下简称“《执行意见》”)。律师曾在以往的《里兆法律资讯》中对外商投资的公司适用《执行意见》时需要注意的要点进行过分析。

近日，国家工商行政管理总局外资局对全国

投資の会社審査批准登記管理の法律適用にあたっての若干問題についての執行意見」を發布し、「外国投資家が国内企業を買収・合併することについての規定」を改正し發布した。この改正作業のねらいは、既存の法規を整えることによって、「会社法」及び「証券法」等の法律とスムーズにリンクできるようにさせることにある。但し、関係する担当官は具体的なスケジュールを明らかにしていない。

(2006 年 9 月 28 日付の中国外商投資網より抜粋)

- 中国の地域ごとの発展戦略は外商投資家にビジネスチャンスをもたらす

「十一五」計画の概要によると、将来の中国東部地域が人口過密問題を重点的に解決し、産業機構と産業分布の最適化、伝統産業の地方移転と新興プロジェクトの発展を推進させ、経済特区、浦東新区、臨海新区がクロスボーダー投資の重点地域である。西部地域は遅れているといった問題を重点的に解決し、インフラプロジェクト、特色資源加工基地、特色産業の発展と農村工業化プロジェクトが奨励されなければならない。東北地区は高齢化問題を重点的に解決し、伝統的な工業の改善、地域の継続的な産業発展、インフラと大型食糧基地の建設が奨励されることになる。中部地域が解決しなければならない問題は、総合的な特徴があり、上述した各地域における問題は中部ではいずれも多かれ少なかれ見られ、工業化と都市化が特別に奨励され、農業の近代化、地域を越えた物流、都市発展と改造、伝統工業の近代化及び近代設備製造業とハイテク産業等の分野では限りないビジネスチャンスがある。

今後の比較的長い期間において、中西部の発展は中央政府の重点的なサポートを受けることになる。但し、当面のマクロ経済情勢の変化に伴い、第 3 回地域経済矛盾がすでに顕著になっている。投資家は激化した地域の利益相反と矛盾については慎重になり、鋼鉄、自動車、電解アルミ、鉄合金、集積回路、ネットワーク、板ガラス等が今日重複して建設されているといった問題が際立った業界は避けるべきである。

(2006 年 9 月 24 日付の中国新華網より抜粋)

- 「外商投資の会社審査批准登記管理の法律適用にあたっての若干問題についての執行意見」重点条項の解釈

国家工商行政管理総局、商務部、税関総署、国家外国為替管理局は 2006 年 4 月 24 日付で「外商投資の会社審査批准登記管理の法律適用にあたっての若干問題についての執行意見」(工商外企字[2006]81 号、「『執行意見』」という)を共同で公布した。当事務所ではこれまでに「里兆法律情報」の中で外商投資の会社が「執行意見」を適用する際に注意すべきポイントについて分析を行ってきた。

近頃、国家工商行政管理総局外資局は全国各地

各地在学习贯彻《执行意见》的过程中提出问题比较多的部分条款进行了解读。律师将该解读内容整理、归纳如下，供读者参考。

で「執行意見」を貫徹する学習の過程で出された質問のかなり多かった一部の条項について解釈を行なった。当事務所では同解釈の内容を整理し、ご参考まで、以下の通りまとめてみた。

《执行意见》重点条款的内容	国家工商行政管理总局的解读内容
<p>1. 关于一人公司的规范问题 (《执行意见》第二条)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 以外商独资的形式依法设立一人有限公司的，其注册资本最低限额应当符合《公司法》关于一人有限公司的规定； - 外国自然人设立一人有限公司的，还应当符合《公司法》关于一人有限公司对外投资限制的规定。 	<p>→ 一人有限公司最低注册资本不低于 10 万元人民币；</p> <p>→ 外国自然人在中国设立一人有限公司的数量不受限制；</p> <p>→ 外国自然人设立的一人有限公司对外投资时不得再采取一人有限公司的形式；</p> <p>→ 一人有限公司的出资期限和其他有限责任公司一样实行分期缴付。</p>
<p>2. 关于外商投资的公司的组织机构问题 (《执行意见》第三条)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 中外合资、中外合作的有限责任公司需按照有关规定设立董事会作为权力机构，公司的其他组织机构由公司章程依法规定； - 外商合资、外商独资的有限责任公司和外商投资的股份有限公司的组织机构应当符合《公司法》的规定，建立健全公司的组织机构。 	<p>→ 监事制度是《公司法》强制要求设立的，有关外商投资的法律对此并没有另外规定，因此，根据法律适用原则，所有类型的外商投资的公司应当设立监事制度；</p> <p>→ 监事制度的组织形式(监事会或监事)、产生方式(选举或委派)、任期、职权等具体事宜可以由公司章程规定。</p>

「執行意見」重点条項の内容	国家工商行政管理总局による解釈の内容
<p>1. 一人会社の基準について (「執行意見」第二条)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 外商独资の形式で適法に一人有限会社を設立する場合、その登録資本金の最低限度額は「会社法」の一人有限会社についての規定に適合していなければならない。 - 外国自然人が一人有限会社を設立する場合は、「会社法」の一人有限会社の対外投資制限についての規定にも適合していなければならない。 	<p>→ 一人有限会社の最低登録資本金は 10 万人民币を下回らない。</p> <p>→ 外国自然人が中国に一人有限会社を設立する場合は数は制限されない。</p> <p>→ 外国自然人が設立する一人有限会社が対外的に投資する場合、一人有限会社の形式を再度採用してはならない。</p> <p>→ 一人有限会社の出資期限はその他の有限責任会社と同様に分割して払込む。</p>
<p>2. 外商投資の会社の組織機構について (「執行意見」第三条)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 中外合弁、中外合作の有限責任会社は関係規定に基づき、董事会を会社の意思決定機関として設置し、会社のその他の組織機構は会社定款を通じて法に従って定めなければならない。 - 外商合弁、外商独资の有限責任会社及び外商投資の株式有限会社の組織機構は「会社法」の規 	<p>→ 監事制度は「会社法」によって設立を強制して求められているのであり、しかも外商投資に関係する法律では本件について別段の規定はないため、法律適用の原則に基づき、すべての形態の外商投資の会社は監事制度を設立しなければならない。</p> <p>→ 監事制度の組織形式(监事会なのか、それとも監事なのか)、発生方式(選挙なのか、それとも任命なのか)、任期、職権等の具体的事項については、会社定款を通じて各自の会社の状況に基づき定めることができる。</p>

			定に適合し、健全な会社の組織機構を築かなければならない。	
<p>3. 关于公司登记机关对公司章程的审查职责以及与审批机关的协调问题 （与《执行意见》第三条有关的《公司法》相关内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> - 设立公司，应当向公司登记机关申请； - 对不符合《公司法》规定的设立条件的，不得登记为公司； - 依法制定公司章程并在公司章程中按照法律的要求规定公司的机构，是设立公司应当具备的条件； - 公司章程有违反法律、行政法规规定的内容的，公司登记机关有权要求公司做相应修改。 	<p>→ 公司章程经审批机关批准后生效的规定，并不影响公司登记机关依法对已经审批的章程条款进行审查；</p> <p>→ 公司登记机关在审查过程中发现公司章程有违反法律、行政法规内容的，公司的登记事项违法，不符合公司设立条件的，有权要求公司修改，否则不予受理；</p> <p>→ 公司根据公司登记机关要求所做的修改不涉及审批机关批准证书载明事项的，可以不必申请重新审批，涉及审批机关批准证书载明事项的，还应当申请重新审批。</p>	<p>3. 会社登記機関の会社定款の審査職責及び審査批准機関による調整について （「執行意見」第三条に關係する「会社法」の關係内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> - 会社を設立する場合、会社登記機関に申請しなければならない。 - 「会社法」に定める設立条件に適合しない場合、会社として登記してはならない。 - 法に従って会社定款を制定し、会社定款の中で法律の要求に従って会社の機関を定めることは、会社を設立するにあたって必須の条件である。 - 会社定款に法律や行政法規の定め違反する内容がある場合、会社登記機関は会社に相應の修正を求める権限がある。 	<p>→ 会社定款において審査批准機関の批准を受けた後で発効した規定について、会社登記機関が法に従ってすでに審査批准された定款の条項について審査を行なうことに影響をもたらさない。</p> <p>→ 会社登記機関は、審査の過程で会社定款に法律、行政法規に違反する内容があったり、会社の登記事項が違法であったり、会社の設立条件に適合しないことを発見した場合、会社に修正するよう求めるとし、さもなければ受理しないとする権限を有する。</p> <p>→ 会社が会社登記機関の要求に従って行なった修正が審査批准機関の批准証書に記載した事項に関連しない場合、審査批准を改めて申請する必要はないが、審査批准機関の批准証書に記載した事項に関連する場合、審査批准を改めて申請しなければならない。</p>	
<p>4. 关于外国投资者的主体资格或身份证明的公证认证文件问题 （《执行意见》第五条）</p> <ul style="list-style-type: none"> - 申请外商投资的公司的审批和设立登记时向审批和登记机关提交的外国投资者的主体资格证明或身份证明应当 	<p>→ 企业或其他经济组织的主体资格证明应经其本国主管机关公证后送中国驻该国使（领）馆认证。</p> <p>→ 自然人的外国投资者的身份证明，是指投资者所持有的该国有关部门签发的具有自然人身份证明效力的文件，一般应具备姓名、性别、</p>	<p>4. 外国投資家の適格又は身分証明の公証認証について （「執行意見」第五条）</p> <ul style="list-style-type: none"> - 外商投資の会社の審査批准と登記設立を申請する際に審査批准及び登記機関に提出する外国投資家の適格証明又は身分証 	<p>→ 企業又はその他の経済組織としての外国投資家の主体資格証明は、その本国の主管機関の公証を受けた後で同国に駐在する我が国の大使館（領事館）で認証を受ける。</p> <p>→ 自然人的外国投資家の身分証明とは、投資家が所持する同国の権威部門が発給する自然人身分証明効力のある文書をいい、通</p>	

<p>经所在国家公证机关公证并经中国驻该国使(领)馆认证;</p> <p>- 香港、澳门和台湾地区投资者的主体资格证明或身份证明应当依法提供当地公证机构的公证文件。</p>	<p>→ 年齢、国籍、证件号码等足以确认自然人身份的基本内容。</p> <p>→ 护照,在其持有人办妥签证和入境手续后,复印件经与原件核对无误,可以作为身份证明使用,无须公证、认证。</p> <p>→ 香港、澳门地区投资者的主体资格证明或身份证明,应按照国家有关规定提供当地公证机构的公证文件,经司法部派驻当地的机构签章转递后方可使用。</p> <p>→ 台湾地区投资者的主体资格证明或身份证明,需要根据国家有关规定和当地实际审查相应的证明文件。</p>	<p>明は所在国の公証機関の公証を受け、かつ、同国に駐在する中国大使館(領事館)の認証を受けなければならない。</p> <p>- 香港、マカオ及び台湾地域の投資家の適格証明又は身分証明は、法に従って現地の公証機関の公証書類を提供しなければならない。</p>	<p>常、氏名、性別、年齢、国籍、証明書番号等を具備していれば自然人の身分の基本的な内容を確認するには充分である。</p> <p>→ 旅券は、その所持者がビザと入国手続を行なった後で、コピーとオリジナルに間違いがないことを確認した後で、身分証明として使用することができ、公証、認証は必要ない。</p> <p>→ 香港、マカオ地区の投資家の主体資格証明又は身分証明は、司法部の関係規定に基づき現地の公証機関の公証文書を提供し、同地に駐在する司法部の機関の署名押印、転送を経た後で使用が可能となる。</p> <p>→ 台湾地区の投資家の主体資格証明又は身分証明は、国の関係規定及び現地で検査確認された相応の証明文書に基づかなければならない。</p>
<p>5. 关于外商投资的公司境内投资资格审查问题 (《执行意见》第七条)</p> <p>- 外商投资的公司设立以后,可以依法开展境内投资,公司登记机关不再出具相应的境内投资资格证明。</p>	<p>→ 《关于外商投资企业境内投资的暂行规定》第五条(注册资本已缴清、开始盈利、无违法记录)和第六条(不得超过自身净资产的 50%)的限制性规定不再执行。</p>	<p>5. 外商投資の会社の域内投資資格の審査について (「執行意見」第七条)</p> <p>- 外商投資の会社設立後は、法に従って域内投資を行なうことができ、会社登記機関は相応の域内投資資格証明を改めて発行しない。</p>	<p>→ 「外商投資企業域内投資についての暫定規定」第五条(登録資本金がすでに全額払い込まれ、利益を計上し、違法記録がないこと)及び第六条(自らの正味資産の 50%を超えてはならない)の制限的規定は今後は執行されない。</p>
<p>6. 关于变更登记时需要审批机关先行审批的事项问题 (《执行意见》第十三条)</p> <p>- 外商投资的公司下述 8 项登记事项的变更登记需要先行审批: 注册资本、公司类型、经营范围、营业期限、股东</p>	<p>→ 除了前述 8 项需要先行审批的事项之外,公司名称、投资者名称、法定代表人、实收资本、不跨审批机关管辖的地址变更等事项可以先办理变更登记,并在变更登记后 30 日内办理公司章程修改的审批或备案手续;</p>	<p>6. 登記変更の際に審査批准機関が事前に審査批准を行なう必要のある事項について (「執行意見」第十三条)</p> <p>- 外商投資の会社の下述する 8 項の登記事項の登記変更は事前に審査批准を行なう</p>	<p>→ 前述した 8 つの事項について事前に審査批准を行なう必要があるほか、会社名称、投資家名称、法定代表人、払込資本金、審査批准機関の管轄を超えない住所変更の事項は、まず登記の変更手続を行ない、かつ、登記を変更してから 30 日以内に会社定款改訂の審査批准又</p>

<p>或发起人认缴的出资额和出资方式、合并和分立、跨审批机关管辖的地址变更、股权转让或股份转让。</p> <p>- 其他登记事项变更涉及公司章程修改的，应当在办理变更登记手续后30日内依法向审批机关办理变更手续。</p>	<p>→ 《执行意见》只具有行政规章效力等级，如果其他法律、行政法规明确规定外商投资的公司某些登记事项的变更登记需要审批的，还应当依照其规定。</p>	<p>必要がある。それらは、登録資本金、会社の形態、経営範囲、経営期間、出資者又は発起人が払い込む出資額及び出资方式、合併及び分立、審査批准機関の管轄を超える住所変更、持分譲渡又は株式譲渡である。</p> <p>- その他の登記事項の変更が会社定款の修正が必要な場合は、登記変更手続を行ってから30日以内に法に従って審査批准機関で変更手続を行わなければならない。</p>	<p>は届出手続きを行なうとしてよい。</p> <p>→ 「執行意見」は行政規則の次元での効力しかなく、その他の法律、行政法规で外商投資の会社のある登記事項の登記変更に審査批准が必要であると明確に規定されている場合、その規定に従わなければならない</p>
<p>7. 关于变更登记的申请期限问题 （《执行意见》第二十四条）</p> <p>- 对外商投资的公司经过审批的变更登记申请期限，规定了30日内申请办理变更登记的要求。</p>	<p>→ 某些经过审批的变更登记事项需要办理的手续，如增加注册资本交付出资时需要办理的外汇或海关等手续，其时间耽搁有一定合理性，公司应当在申请变更登记时作出合理性说明，公司登记机关在计算期限时会酌情剔除耽搁的时间。</p>	<p>7. 登記変更の申請期限について （「執行意見」第二十四条）</p> <p>- 外商投資の会社が審査批准を受けて登記変更を申請する期限について、30日以内に登記変更の手続を行なうという要求を設けた。</p>	<p>→ 登録資本金を追加する際の出資金払込み時に必要な外国為替又は税関等の手続のように、審査批准を受ける一部の登記変更事項の必要手続によって時間が延びてしまうのはある程度合理的であると言えます、会社は登記変更の申請の際に合理的な説明をしなければならず、会社登記機関は期限を計算する際に事情を考慮してその部分を差し引くことになる。</p>
<p>8. 关于办事机构的登记和监管问题 （《执行意见》第二十五条）</p> <p>- 原已登记的办事机构，不再办理延期手续；期限届满以后，应当办理注销登记或根据需要申请设立分公司。</p> <p>- 外商投资企业</p>	<p>→ 办事机构不再纳入工商登记后，外资登记管理机关应当继续对其监管，禁止其直接从事经营活动；</p> <p>→ 生产型公司的办事机构从事产品的筛选、加工、制造、销售以及与上述业务有关的采购、推销、仓储、配送、安装、调试、</p>	<p>8. 事務機構の登記と監督管理について （「執行意見」第二十五条）</p> <p>- もともとすでに登記した事務機構は、延期手続を行わない。期間が満期を迎えた後、登記の抹消手続を行なうか、或いは、</p>	<p>→ 事務機構は工商登記に組み入れられることはなくなったが、外資登記管理機関は引き続きそれらの事務機構について監督管理し、事務機構が直接に経営活動に従事することを禁止しなければならない。</p> <p>→ 生産型会社の事務機構が製品の選別、加工、製造、販売及び</p>

<p>可根据业务需要在公司住所地以外直接设立从事业务联络的办事机构，无须办理工商登记。</p>	<p>维修等活动，可以认定为在住所地以外从事经营活动；</p> <p>→ 非生产型公司的办事机构直接承揽服务项目、提供相关服务，可以认定为在住所地以外从事经营活动；</p> <p>→ 办事机构直接从事经营活动的，可以认定为无证经营行为，按照《无证经营查处取缔办法》予以取缔。</p>
---	---

<p>必要に応じて分公司の設定を申請しなければならない。</p> <p>- 外商投資企業は業務上の必要に応じて会社の所在地以外に業務連絡を取り扱う事務機構を直接に設立することができ、工商登記の手続を行なう必要はない。</p>	<p>上述した業務に関する仕入、販促、倉庫、配送、取付、調整、補修等の活動を行なった場合には、所在地以外で経営活動に従事したと見なすことができる。</p> <p>→ 非生産型企業の事務機構が直接にサービスプロジェクトを請負ったり、関係サービスの提供をした場合には、所在地以外で経営活動に従事したと見なすことができる。</p> <p>→ 事務機構が直接に経営活動に従事した場合、無免許経営行為と認定することができ、「無免許経営取締弁法」に基づき、これを取り締まる。</p>
--	---

【备注】

查看《关于外商投资的公司审批登记管理法律适用若干问题的执行意见》官方原文，请点击以下网址：

<http://wzj.saic.gov.cn/pub/ShowContent.asp?CH=ZCFG&ID=180&myRandom=.161836730916492>

查看《<关于外商投资的公司审批登记管理法律适用若干问题的执行意见>重点条款解读》官方原文，请点击以下网址：

<http://wzj.saic.gov.cn/pub/ShowContent.asp?CH=GZDT&ID=1055&myRandom=.566482192851792>

（里兆律师事务所 2006 年 09 月 29 日整理编写）

【備考】

「外商投資の会社審査批准登記管理の法律適用にあたっての若干問題についての執行意見」の政府筋の原文をご覧になる場合は、下記 URL をクリックしてください。

<http://wzj.saic.gov.cn/pub/ShowContent.asp?CH=ZCFG&ID=180&myRandom=.161836730916492>

「『外商投資の会社審査批准登記管理の法律適用にあたっての若干問題についての執行意見』重点条項の解釈」の政府筋の原文をご覧になる場合は、下記 URL をクリックしてください。

<http://wzj.saic.gov.cn/pub/ShowContent.asp?CH=GZDT&ID=1055&myRandom=.566482192851792>

（里兆法律事務所が 2006 年 9 月 29 日付で作成）